

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 3 号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年草津市規則第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 (特別休暇) 第 1 5 条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年の <u>6 月から 1 0 月までの期間</u> における週休日、条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて <u>6 日</u> の範囲内の期間 (16)～(22) 《現行どおり》 2 ～ 4 《現行どおり》 第 1 6 条～第 3 1 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 3 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 (特別休暇) 第 1 5 条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年の <u>7 月から 9 月までの期間</u> （ <u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、1 の年の 6 月から 1 0 月までの期間</u> ）内における週休日、条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて <u>原則として連続する 3 日</u> の範囲内の期間 (16)～(22) 《省略》 2 ～ 4 《省略》 第 1 6 条～第 3 1 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 3 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《省略》

(草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年草津市規則第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 6 条 《現行どおり》	第 1 条～第 1 6 条 《省略》

改正後	改正前
(特別休暇) 第 1 7 条 《現行どおり》 (1)～(10) 《現行どおり》 (11) 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員または 6 月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 4 7 日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の <u>6 月から 1 0 月までの期間</u> 内における週休日、条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて <u>6 日</u> の範囲内の期間 (12)～(21) 《現行どおり》 2 ～ 5 《現行どおり》 第 1 8 条～第 2 8 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 4 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	(特別休暇) 第 1 7 条 《省略》 (1)～(10) 《省略》 (11) 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員または 6 月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 4 7 日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の <u>7 月から 9 月までの期間</u> <u>（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の会計年度の 6 月から 1 0 月までの期間）</u> 内における週休日、条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて <u>原則として連続する 3 日</u> の範囲内の期間 (12)～(21) 《省略》 2 ～ 5 《省略》 第 1 8 条～第 2 8 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 4 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 5 月 2 9 日揭示済み)

訓 令

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 1 2 号

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

草津市新型コロナウイルス等対策本部規程（平成 2 7 年草津市訓令第 6 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 別表（第 6 条関係）			第 1 条～第 8 条 《省略》 別表（第 6 条関係）		
部署		主な職務分掌	部署		主な職務分掌
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
こども若者部	《現行どおり》 こども若者政策課	(1) 公立保育所・認定こども園の感染予防および運営に関すること。 (2) 私立保育園・ <u>認定こども園</u> ・幼稚園との連絡調整に関すること。	子ども未来部	《省略》 子ども・若者政策課	(1) 公立保育所・ <u>幼稚園</u> ・認定こども園の感染予防および運営に関すること。 (2) 私立保育園・幼稚園との連絡調整に関すること。
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》

付 則
この訓令は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行する。

(令和 7 年 5 月 2 3 日揭示済み)

告 示

草津市告示第 1 9 3 号
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
この関係図面は、令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
5 2	駒井沢 2	草津市駒井沢町字正田	
7 2	2 号線	草津市駒井沢町字納豆田	
5 2	駒井沢 2	草津市駒井沢町字菊枝田	

7 3	3 号線	草津市駒井沢町字正田	
5 2	駒井沢 2	草津市駒井沢町字正田	
7 4	4 号線	草津市駒井沢町字正田	
5 2	駒井沢 2	草津市駒井沢町字渡り合	
7 5	5 号線	草津市駒井沢町字渡り合	
5 2	駒井沢 2	草津市駒井沢町字納豆田	
7 6	6 号線	草津市駒井沢町字納豆田	
7 1	北山田西	草津市山田町字蔵王西	
9 5	2 5 号線	草津市北山田町字坊ノ後	
7 1	北山田西	草津市北山田町字坊ノ後	
9 6	2 6 号線	草津市北山田町字坊ノ後	
8 7	野路南 1	草津市野路町字池之内	
7 3	2 4 号線	草津市野路町字池之内	
9 7	野路 9 6	草津市野路七丁目字蓮池	
5 0	号線	草津市野路七丁目字蓮池	
9 9	若草西 2	草津市追分南八丁目字丸尾	
1 4	8 号線	草津市追分南八丁目字丸尾	

9 9 1 5	若草西 2 9 号線	草津市追分南八丁目字丸 尾	
		草津市追分南八丁目字丸 尾	

(令和 7 年 5 月 1 6 日揭示済み)

草津市告示第 1 9 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1 1 4 3	山寺東線	草津市山寺町字笹谷	
		草津市山寺町字笹谷	
5 2 0 5	駒井沢 2 号線	草津市駒井沢町字菊枝田	
		草津市駒井沢町字十ヶ坪	

(令和 7 年 5 月 1 6 日揭示済み)

草津市告示第 1 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		区 間	敷地の幅員 最小～最大 (m)	延長 (m)	備考
5 2 7 2	駒井 沢 2 号 線	草津市駒井沢町 字正田 1 2 0 番 2 6 草津市駒井沢町 字納豆田 1 0 6 番 1 4	6.0～9.8	592.5	
5 2 7 3	駒井 沢 2 3 号 線	草津市駒井沢町 字菊枝田 1 2 9 番 2 5 草津市駒井沢町 字正田 1 2 7 番 1 5	6.0～13.0	202.8	
5 2 7 4	駒井 沢 2 4 号 線	草津市駒井沢町 字正田 1 2 7 番 4 草津市駒井沢町 字正田 1 2 7 番 2	3.0～3.0	15.8	
5 2 7 5	駒井 沢 2 5 号 線	草津市駒井沢町 字渡り合 9 5 番 7 草津市駒井沢町 字渡り合 9 5 番 7	2.1～2.1	50.8	
5 2 7 6	駒井 沢 2 6 号 線	草津市駒井沢町 字納豆田 1 0 6 番 1 8 草津市駒井沢町 字納豆田 1 0 6 番 1 8	4.5～4.5	14.2	
7 1 9 5	北山 田西 2 5 号線	草津市山田町字 蔵王西 4 番 草津市北山田町 字坊ノ後 1 1 7 番 1	9.0～14.0	273.8	
7 1 9 6	北山 田西 2 6 号線	草津市北山田町 字坊ノ後 8 6 番 1 4 草津市北山田町 字坊ノ後 6 9 番 4	9.0～18.0	59.2	
8 7 7 3	野路 南 1 2 4 号線	草津市野路町字 池之内 5 0 2 番 1 草津市野路町字 池之内 5 0 2 番	6.0～14.0	76.5	

		1 7			
9 7 5 0	野路 9 6 号線	草津市野路町七 丁目字蓮池 1 6 0 7 番 2 草津市野路町七 丁目字蓮池 1 5 9 9 番 6	6.0～14.0	72.4	
9 9 1 4	若草 西 2 8 号 線	草津市追分南八 丁目字丸尾 1 0 0 6 番 6 7 草津市追分南八 丁目字丸尾 1 0 0 6 番 3 9	6.0～14.0	229.4	
9 9 1 5	若草 西 2 9 号 線	草津市追分南八 丁目字丸尾 1 0 0 6 番 1 0 草津市追分南八 丁目字丸尾 1 0 0 6 番 4 5	6.0～14.0	193.3	

(令和 7 年 5 月 1 6 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
5 2 7 2	駒井沢 2 2 号 線	草津市駒井沢町字正 田 1 2 0 番 2 6 草津市駒井沢町字納 豆田 1 0 6 番 1 4	令 和 7 年 5 月 16 日	
5 2 7 3	駒井沢 2 3 号 線	草津市駒井沢町字菊 枝田 1 2 9 番 2 5 草津市駒井沢町字正 田 1 2 7 番 1 5	令 和 7 年 5 月 16 日	

5 2 7 4	駒井沢 2 4 号 線	草津市駒井沢町字正 田 1 2 7 番 4 草津市駒井沢町字正 田 1 2 7 番 2	令 和 7 年 5 月 16 日	
5 2 7 5	駒井沢 2 5 号 線	草津市駒井沢町字渡 り合 9 5 番 7 草津市駒井沢町字渡 り合 9 5 番 7	令 和 7 年 5 月 16 日	
5 2 7 6	駒井沢 2 6 号 線	草津市駒井沢町字納 豆田 1 0 6 番 1 8 草津市駒井沢町字納 豆田 1 0 6 番 1 8	令 和 7 年 5 月 16 日	
7 1 9 5	北山田 西 2 5 号線	草津市山田町字蔵王 西 4 番 草津市北山田町字坊 ノ後 1 1 7 番 1	令 和 7 年 5 月 16 日	
7 1 9 6	北山田 西 2 6 号線	草津市北山田町字坊 ノ後 8 6 番 1 4 草津市北山田町字坊 ノ後 6 9 番 4	令 和 7 年 5 月 16 日	
8 7 7 3	野路南 1 2 4 号線	草津市野路町字池之 内 5 0 2 番 1 草津市野路町字池之 内 5 0 2 番 1 7	令 和 7 年 5 月 16 日	
9 7 5 0	野路 9 6 号線	草津市野路町七丁目 字蓮池 1 6 0 7 番 2 草津市野路町七丁目 字蓮池 1 5 9 9 番 6	令 和 7 年 5 月 16 日	
9 9 1 4	若草西 2 8 号 線	草津市追分南八丁目 字丸尾 1 0 0 6 番 6 7 草津市追分南八丁目 字丸尾 1 0 0 6 番 3 9	令 和 7 年 5 月 16 日	
9 9 1 5	若草西 2 9 号 線	草津市追分南八丁目 字丸尾 1 0 0 6 番 1 0 草津市追分南八丁目 字丸尾 1 0 0 6 番 4 5	令 和 7 年 5 月 16 日	

(令和 7 年 5 月 1 6 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 9 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 8 条の 1 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車歩行者

専用道路を指定する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名 5 2 7 6 駒井沢 2 6 号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市駒井沢町字納豆田 1 0 6 番 1 8	4.5～4.5	14.2	令和 7 年 5 月 1 6 日	
草津市駒井沢町字納豆田 1 0 6 番 1 8				

(令和 7 年 5 月 1 6 日揭示済み)

草津市告示第 1 9 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 8 条の 1 3 第 3 項の規定に基づき、次のとおり歩行者専用道路を指定する。

この関係図面は、令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名 5 2 7 4 駒井沢 2 4 号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市駒井沢町字正田 1 2 7 番 4	3.0～3.0	15.8	令和 7 年 5 月 1 6 日	
草津市駒井沢町字正田 1 2 7 番 2				

路線名 5 2 7 5 駒井沢 2 5 号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市駒井沢町字渡り合 9 5 番 7	2.1～2.1	50.8	令和 7 年 5 月 1 6 日	
草津市駒井沢町字渡り合 9 5 番 7				

(令和 7 年 5 月 1 6 日揭示済み)

草津市告示第 1 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例別表第 8 項および第 9 項（第 3 号を除く）に規定する手数料の徴収事務	【受託者】ゲンキー株式会社 【住所】福井県坂井市丸岡町下久米田 3 8 - 3 3	令和 7 年 5 月 8 日から 令和 8 年 9 月 3 0 日まで

(令和 7 年 5 月 1 6 日揭示済み)

草津市告示第 2 0 0 号

草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱

(目的)

第 1 条 草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画の作成に関し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者および関係者から意見を聴取することを目的とする。

(有識者会議の委員)

第 2 条 有識者会議の委員は、17 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療または福祉の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会議)

第 3 条 有識者会議は、健康福祉部理事が招集し、会議の進行を行う。

2 健康福祉部理事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 有識者会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において行う。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

(令和 7 年 5 月 19 日揭示済み)

草津市告示第 201 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 50 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
阪神調剤薬局 草津総合病院前店	草津市矢橋町 1 6 2 9 - 1 5	令和 7 年 2 月 2 8 日

(令和 7 年 5 月 21 日揭示済み)

草津市告示第 202 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
阪神調剤薬局 草津総合病院前店	草津市矢橋町 1 6 2 9 - 1 5	令和 7 年 2 月 2 8 日

(令和 7 年 5 月 21 日揭示済み)

草津市告示第 203 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
阪神調剤薬局 草津矢橋店	草津市矢橋町 1 6 2 9 - 1 5	令和 7 年 3 月 1 日

(令和 7 年 5 月 21 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 204 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
阪神調剤薬局 草津矢橋店	草津市矢橋町 1 6 2 9 - 1 5	令和 7 年 3 月 1 日

(令和 7 年 5 月 21 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 205 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 22 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社メルペイ
- (2) 所在地 東京都港区六本木 6-10-1 六本

木ヒルズ森タワー

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
物品売払金

3 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和 7 年 5 月 22 日から令和 8 年 3 月 31 日
まで

(令和 7 年 5 月 22 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 206 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院（歯科）	草津市東矢倉 3 丁 目 3 4 - 5 2	令和 7 年 2 月 1 日

(令和 7 年 5 月 23 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 207 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病 院（歯科）	草津市東矢倉3丁 目34－52	令和7年2 月1日

（令和7年5月23日揭示済み）

草津市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月23日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
林歯科医院	草津市大路1丁目 15－6号	令和7年2 月28日

（令和7年5月23日揭示済み）

草津市告示第209号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月23日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
林歯科医院	草津市大路1丁目 15－6号	令和7年2 月28日

（令和7年5月23日揭示済み）

草津市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年5月23日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
林歯科医院	草津市大路1丁目 15－6号	令和7年3 月1日

（令和7年5月23日揭示済み）

草津市告示第211号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年5月23日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
林歯科医院	草津市大路1丁目 15－6号	令和7年3 月1日

(令和 7 年 5 月 2 3 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 1 2 号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和 7 年 6 月 6 日

2 場 所 草津市議会議場

(令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 1 3 号

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成 2 8 年草津市教育委員会告示第 1 0 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 様式第 1 号 《現行どおり》 様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係） （別添 1－1 のとおり） 様式第 3 号～様式第 5 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 2 条 《省略》 様式第 1 号 《省略》 様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係） （別添 1－2 のとおり） 様式第 3 号～様式第 5 号 《省略》

付 則

- この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。
- この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市準要保護者認定要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添 1-1

様式第2号(第5条第1号関係)

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査

保護者等(申請者)氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名・学年(特別支援学級名)等		市町村(2017年度編入)		支庁(支庁)の地区別区分		学 校 校 区 区 分		(書類番号) No.		
										支 庁 区 域 区 分						
世帯の収入状況		世 帯 の 状 況 (前 年 12 月 末 日 現 在)				要 求 額 支 出 額										
		保 護 者 等 氏 名 (個人番号)	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄 (該当に該当する場合は、その 続柄を併記する)	在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級の在籍)	基 準 額	教 材 代	学 校 給 食 費	通 学 費	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
所得控除前の	総所得金額等	円		年 月 日 ()	父・母・本人 祖父母・その他											h (基準額)
	退職所得金額			年 月 日 ()	父・母・本人 祖父母・その他											i (地区別冬季加算額)
	山林所得金額			年 月 日 ()	父・母・本人 祖父母・その他											
	計	A		年 月 日 ()	父・母・本人 祖父母・その他											j 生活扶助費等計 (a×達成率、f～iの合計)
	社会保険料		年 月 日 ()	続 柄 (該当に該当する場合は、その 続柄を併記する)	在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級の在籍)											
所得控除	小規模企業共済等 掛金控除			年 月 日 ()	本人											k 住宅扶助費等
	生命保険料			年 月 日 ()	兄・姉・弟・妹 その他											
	地震保険料			年 月 日 ()	兄・姉・弟・妹 その他											l 需 要 額 (a～d、j、kの合計)
	ひとり親又は 寡婦控除の額 密保護者等の分			年 月 日 ()	兄・姉・弟・妹 その他											
	雑損控除			年 月 日 ()	兄・姉・弟・妹 その他											
計	B		年 月 日 ()	兄・姉・弟・妹 その他											D = I	
所得額 (A - B)		C		年 月 日 ()	兄・姉・弟・妹 その他											
収入額 (C × 1 / 12)		D	合 計				a	b	c	d	e	f	g			
通学費 明細		(特別支援学校・学級への通学費を要した各ごとに記入すること)				特 記 事 項				支庁区分 ☐ 1 地区(令第2条第1号該当) ☐ 2 地区(〃 第2号該当) ☐ 3 地区(〃 第3号該当)						

(注)

1. 前記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。

2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせる。

3. 収集した個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第2条)の事務及び所管を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第23条に基づく事務に限って使用します。

承 諾 書

特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定に伴い、私および同一世帯の所得状況の確認が必要な場合、関係機関への照会および市民税に関する賦課資料の閲覧を行うことを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等(申請者)氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等		※都道府県の地区別区分 VI 地域の級地区分 と1		学 校 長 認 印			
世帯の収入状況		世 帯 の 状 況 (前 年 12 月 末 日 現 在)		需 要 額 等									
★給与と所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		保 護 者 等 氏 名		生 年 月 日 (満 年 齢)		続 柄 (注)にのみ記入し、その他は「その他」に記入		個人別総所得額(給与と所得又は公的年金所得の有無)		教育扶助基準 通 学 費		生活扶助基準 ※1 学校給食費・基礎額 ※2 第1種扶助費 ※3 第2種扶助費 ※4 第3種扶助費 ※5 第4種扶助費 ※6 第5種扶助費 ※7 第6種扶助費 ※8 第7種扶助費 ※9 第8種扶助費 ※10 第9種扶助費 ※11 第10種扶助費 ※12 第11種扶助費 ※13 第12種扶助費 ※14 第13種扶助費 ※15 第14種扶助費 ※16 第15種扶助費 ※17 第16種扶助費 ※18 第17種扶助費 ※19 第18種扶助費 ※20 第19種扶助費 ※21 第20種扶助費 ※22 第21種扶助費 ※23 第22種扶助費 ※24 第23種扶助費 ※25 第24種扶助費 ※26 第25種扶助費 ※27 第26種扶助費 ※28 第27種扶助費 ※29 第28種扶助費 ※30 第29種扶助費 ※31 第30種扶助費 ※32 第31種扶助費 ※33 第32種扶助費 ※34 第33種扶助費 ※35 第34種扶助費 ※36 第35種扶助費 ※37 第36種扶助費 ※38 第37種扶助費 ※39 第38種扶助費 ※40 第39種扶助費 ※41 第40種扶助費 ※42 第41種扶助費 ※43 第42種扶助費 ※44 第43種扶助費 ※45 第44種扶助費 ※46 第45種扶助費 ※47 第46種扶助費 ※48 第47種扶助費 ※49 第48種扶助費 ※50 第49種扶助費 ※51 第50種扶助費 ※52 第51種扶助費 ※53 第52種扶助費 ※54 第53種扶助費 ※55 第54種扶助費 ※56 第55種扶助費 ※57 第56種扶助費 ※58 第57種扶助費 ※59 第58種扶助費 ※60 第59種扶助費 ※61 第60種扶助費 ※62 第61種扶助費 ※63 第62種扶助費 ※64 第63種扶助費 ※65 第64種扶助費 ※66 第65種扶助費 ※67 第66種扶助費 ※68 第67種扶助費 ※69 第68種扶助費 ※70 第69種扶助費 ※71 第70種扶助費 ※72 第71種扶助費 ※73 第72種扶助費 ※74 第73種扶助費 ※75 第74種扶助費 ※76 第75種扶助費 ※77 第76種扶助費 ※78 第77種扶助費 ※79 第78種扶助費 ※80 第79種扶助費 ※81 第80種扶助費 ※82 第81種扶助費 ※83 第82種扶助費 ※84 第83種扶助費 ※85 第84種扶助費 ※86 第85種扶助費 ※87 第86種扶助費 ※88 第87種扶助費 ※89 第88種扶助費 ※90 第89種扶助費 ※91 第90種扶助費 ※92 第91種扶助費 ※93 第92種扶助費 ※94 第93種扶助費 ※95 第94種扶助費 ※96 第95種扶助費 ※97 第96種扶助費 ※98 第97種扶助費 ※99 第98種扶助費 ※100 第99種扶助費 ※101 第100種扶助費 ※102 第101種扶助費 ※103 第102種扶助費 ※104 第103種扶助費 ※105 第104種扶助費 ※106 第105種扶助費 ※107 第106種扶助費 ※108 第107種扶助費 ※109 第108種扶助費 ※110 第109種扶助費 ※111 第110種扶助費 ※112 第111種扶助費 ※113 第112種扶助費 ※114 第113種扶助費 ※115 第114種扶助費 ※116 第115種扶助費 ※117 第116種扶助費 ※118 第117種扶助費 ※119 第118種扶助費 ※120 第119種扶助費 ※121 第120種扶助費 ※122 第121種扶助費 ※123 第122種扶助費 ※124 第123種扶助費 ※125 第124種扶助費 ※126 第125種扶助費 ※127 第126種扶助費 ※128 第127種扶助費 ※129 第128種扶助費 ※130 第129種扶助費 ※131 第130種扶助費 ※132 第131種扶助費 ※133 第132種扶助費 ※134 第133種扶助費 ※135 第134種扶助費 ※136 第135種扶助費 ※137 第136種扶助費 ※138 第137種扶助費 ※139 第138種扶助費 ※140 第139種扶助費 ※141 第140種扶助費 ※142 第141種扶助費 ※143 第142種扶助費 ※144 第143種扶助費 ※145 第144種扶助費 ※146 第145種扶助費 ※147 第146種扶助費 ※148 第147種扶助費 ※149 第148種扶助費 ※150 第149種扶助費 ※151 第150種扶助費 ※152 第151種扶助費 ※153 第152種扶助費 ※154 第153種扶助費 ※155 第154種扶助費 ※156 第155種扶助費 ※157 第156種扶助費 ※158 第157種扶助費 ※159 第158種扶助費 ※160 第159種扶助費 ※161 第160種扶助費 ※162 第161種扶助費 ※163 第162種扶助費 ※164 第163種扶助費 ※165 第164種扶助費 ※166 第165種扶助費 ※167 第166種扶助費 ※168 第167種扶助費 ※169 第168種扶助費 ※170 第169種扶助費 ※171 第170種扶助費 ※172 第171種扶助費 ※173 第172種扶助費 ※174 第173種扶助費 ※175 第174種扶助費 ※176 第175種扶助費 ※177 第176種扶助費 ※178 第177種扶助費 ※179 第178種扶助費 ※180 第179種扶助費 ※181 第180種扶助費 ※182 第181種扶助費 ※183 第182種扶助費 ※184 第183種扶助費 ※185 第184種扶助費 ※186 第185種扶助費 ※187 第186種扶助費 ※188 第187種扶助費 ※189 第188種扶助費 ※190 第189種扶助費 ※191 第190種扶助費 ※192 第191種扶助費 ※193 第192種扶助費 ※194 第193種扶助費 ※195 第194種扶助費 ※196 第195種扶助費 ※197 第196種扶助費 ※198 第197種扶助費 ※199 第198種扶助費 ※200 第199種扶助費 ※201 第200種扶助費 ※202 第201種扶助費 ※203 第202種扶助費 ※204 第203種扶助費 ※205 第204種扶助費 ※206 第205種扶助費 ※207 第206種扶助費 ※208 第207種扶助費 ※209 第208種扶助費 ※210 第209種扶助費 ※211 第210種扶助費 ※212 第211種扶助費 ※213 第212種扶助費 ※214 第213種扶助費 ※215 第214種扶助費 ※216 第215種扶助費 ※217 第216種扶助費 ※218 第217種扶助費 ※219 第218種扶助費 ※220 第219種扶助費 ※221 第220種扶助費 ※222 第221種扶助費 ※223 第222種扶助費 ※224 第223種扶助費 ※225 第224種扶助費 ※226 第225種扶助費 ※227 第226種扶助費 ※228 第227種扶助費 ※229 第228種扶助費 ※230 第229種扶助費 ※231 第230種扶助費 ※232 第231種扶助費 ※233 第232種扶助費 ※234 第233種扶助費 ※235 第234種扶助費 ※236 第235種扶助費 ※237 第236種扶助費 ※238 第237種扶助費 ※239 第238種扶助費 ※240 第239種扶助費 ※241 第240種扶助費 ※242 第241種扶助費 ※243 第242種扶助費 ※244 第243種扶助費 ※245 第244種扶助費 ※246 第245種扶助費 ※247 第246種扶助費 ※248 第247種扶助費 ※249 第248種扶助費 ※250 第249種扶助費 ※251 第250種扶助費 ※252 第251種扶助費 ※253 第252種扶助費 ※254 第253種扶助費 ※255 第254種扶助費 ※256 第255種扶助費 ※257 第256種扶助費 ※258 第257種扶助費 ※259 第258種扶助費 ※260 第259種扶助費 ※261 第260種扶助費 ※262 第261種扶助費 ※263 第262種扶助費 ※264 第263種扶助費 ※265 第264種扶助費 ※266 第265種扶助費 ※267 第266種扶助費 ※268 第267種扶助費 ※269 第268種扶助費 ※270 第269種扶助費 ※271 第270種扶助費 ※272 第271種扶助費 ※273 第272種扶助費 ※274 第273種扶助費 ※275 第274種扶助費 ※276 第275種扶助費 ※277 第276種扶助費 ※278 第277種扶助費 ※279 第278種扶助費 	

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせることを。

承 諾 書

特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定に伴い、私および同一世帯の所得状況の確認が必要な場合、関係機関への照会および市民税に関する賦課資料の閲覧を行うことを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

(令和7年5月30日揭示済み)

公示送達について

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年5月30日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 6 件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 2 件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 4 3 件 |
| (4) 差押調査（謄本） | 4 件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 5 件 |
| | 計 6 0 件 |

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和7年6月6日に送達
があったものとみなす。